

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第六十號

次の縣令は昭和二十三年九月五日限りこれを廢止する。

昭和二十三年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和十年四月

鳥取縣令第十四号

同 第十五号

衆議院議員選挙公報場ノ発行ニ
關スル規程
衆議院議員選挙運動ノ爲ニ
公立学校等ノ設備ノ使用及其
使用ニ依ル演説會開催ノ爲ニ
要ナル施設ノ公管ニ關スル規程

住 所 氏 名

木材業
の製材業
別

日野郡石見村上石見八二七 石見村

木材業

西伯郡逢坂村塩津九三六

柴田木材株式会社
下市出張所

同

昭和二十三年九月七日
第九百四十一號

火 曜 日

同 第十六号

縣會議員選挙ニ衆議院議員選挙
運動ノ爲ニ公立学校等ノ設
備ノ使用ニ關スル規程準用ノ件

告 示

鳥取縣告示第四百二十五號

木材業者及び製材業者登録規則第四條により左の通り木
材業製材業の登録をした。

昭和二十三年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

材種 登録番号 登録年月 営業所工場的位置

鳥取縣受林 昭二三
第二四七六号 年五月 日那郡石見村中石見六四
三一日

同二六〇一号 同 西伯郡光瀨村西坪四七一

岩美郡岩井町岩井五二二	大紀産業株式会社	同	同二六〇二号	同	住所に同じ
西伯郡宇田川村稻吉一三六	長谷川秀夫	製材業	同二二八〇号	同	西伯郡宇田川村稻吉字滑ラ 一七四
日野郡石見村上石見八二七	石見村	同	同二四八一号	同	日野郡石見村中石見六四
同溝口町溝口四四三	東洋木材工業株式会社	同	同二四九一号	同	同溝口町溝口四四四
鳥取市西町二九〇	追補責任鳥取市森林組合	同	同二六〇〇号	同	鳥取市新鑄物師町四〇
東伯郡由良町由良宿一三三	昭利木材工業有限公司	同	同二六一九号	同	住所に同じ
同倉吉町余戸谷町二九八〇	藪内一夫	木材業	同二六〇七号	同八月 二三日	同上井町上井四九二
同西郷村上余戸二七四	宮本儀藏	同	同二六〇八号	同	同上井字小泓七一〇
八頭郡用瀬町用瀬四八九	三宅林業株式会社	同	同二六〇九号	同	八頭郡用瀬町別府一〇二二
同智頭町大呂一三八	山本傳次	同	同二六一〇号	同	住所に同じ
同智頭一六五〇	岡岡太郎	同	同二六一一号	同	同智頭一八二〇
同奥本五三五	安住宗三	同	同二六一二号	同	住所に同じ
東伯郡旭村本泉六四	田村彰教	同	同二六一三号	同	同
鳥取市今町一丁目二五	岡田岩治	同	同二六一四号	同	同
同吉方八〇八	鳥取縣森林組合連合会	同	同二六一五号	同	同東品治町二ノ二
米子市角盤町一丁目九六	茅野安治	同	同二六一六号	同	住所に同じ

西伯郡法勝寺村落合三五三ノ三	矢田貝林業株式会社	同	同二六一七号	同	西伯郡大篠津村一六九八
米子市灘町三丁目四八	山中久太	同	同二六一八号	同	住所に同じ
八頭郡智頭町西字塚四一六ノ一	安道正雄	同	同二六一九号	同	住所に同じ
東伯郡西郷村上余戸二七四ノ一	宮本儀藏	製材業	同二六〇三号	同	東伯郡上井町 上井字小泓七一〇
八頭郡用瀬町用瀬四八九ノ一	三宅林業株式会社	同	同二六〇四号	同	八頭郡佐治村中五
同	同	同	同二六〇五号	同	同用瀬町別府一〇二ノ一
米子市角盤町一丁目九六	茅野安治	同	同二六〇六号	同	住所に同じ
東伯郡倉吉町余戸谷町二九八〇	藪内一夫	同	同二六一一号	同	東伯郡上井町上井四九二
同八橋町徳方三〇三ノ二	崎山五郎	同	同二六一二号	同	同八橋町徳方六九四ノ一
同倉吉町明治町一〇三二	伊藤保重	木材業	同二六一三号	同	住所に同じ
同越殿町一四〇五	岡村玄房	同	同二六一四号	同	住所に同じ
同八橋町徳方三〇三ノ二	崎山五郎	同	同二六一五号	同	同八橋町徳方六九四ノ一
同浦安町金市八〇三	坂本美治	同	同二六一六号	同	住所に同じ
日野郡日野上村宮内六六八	株式会社入澤林業	同	同二六一七号	同	同西郷村伊木九三
八頭郡智頭町智頭一六四〇ノ一	酒本増藏	同	同二六一八号	同九月一日	住所に同じ
同郷原一九七	松田正一	同	同二六一九号	同	住所に同じ
西伯郡大山村豊房二〇二〇	香取開拓農業協同組合	同	同二六三〇号	同	同
八頭郡智頭町智頭一六四〇ノ一	酒本増藏	製材業	同二六三一号	同	八頭郡智頭町智頭一五三七 一五三八

00302

鳥取縣告示第四百二十六號

兒童福祉法第十一條の規定による兒童福祉司の職務を行う者を次のように任命した。

昭和二十三年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

地区名 担当者職氏名 住 所 常駐箇所

東部 技術吏員源満津子 鳥取市東品治町 鳥取市東町縣宅百六拾番地 立兒童相談所

附記 中部、西部の分は昭和二十三年六月鳥取縣告示第 二百四十五号を以つて告示済。

鳥取縣告示第四百二十七號

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百号生活保護法による保護等のため支出する費用の基準を次のように改め 昭和二十三年八月一日からこれを適用する。

昭和二十三年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一、最低生活費の基準は左による。

(一) 居宅扶助の場合の月額

世帯構成員	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人以上一人を増す毎に左額を加算する
-------	----	----	----	----	----	----	--------------------

鳥取市	六七〇、〇〇〇	一、五〇三、〇〇〇	二、四六五、〇〇〇	三、〇六〇、〇〇〇	三、一四〇、〇〇〇	四、四〇五、〇〇〇	六一〇、〇〇〇
米子市	六二〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	二、二二〇、〇〇〇	二、七七五、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、〇一〇、〇〇〇	五七〇、〇〇〇
倉吉町	六二〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	二、二二〇、〇〇〇	二、七七五、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、〇一〇、〇〇〇	五七〇、〇〇〇
その他の町村	(二〇、六五)	(四六、〇〇)	(七四、三五)	(九二、五〇)	(一一二、六五)	(一三三、六五)	(一九、〇〇)

備考 括弧内は月額(130)を示す。 月額は三十日を以て算定したものであるから実支給日数に増減のある月においては必要に應じその日額

00003

10000

鳥取縣告示第四百二十六號

兒童福祉法第十一條の規定による兒童福祉司の職務を行う者を次のように任命した。

昭和二十三年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

地区名 担当者職氏名 住 所 常駐箇所

東部 技術吏員源満津子 鳥取市東品治町 鳥取市東町縣宅百六拾番地 立兒童相談所

附記 中部、西部の分は昭和二十三年六月鳥取縣告示第 二百四十五号を以つて告示済。

鳥取縣告示第四百二十七號

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百号生活保護法による保護等のため支出する費用の基準を次のように改め 昭和二十三年八月一日からこれを適用する。

昭和二十三年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一、最低生活費の基準は左による。

(一) 居宅扶助の場合の月額

世帯構成員	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人以上一人を増す毎に左額を加算する
-------	----	----	----	----	----	----	--------------------

鳥取市	四三五、〇〇〇	九五五、〇〇〇	一、五六五、〇〇〇	二、一三七、〇〇〇	二、七九五、〇〇〇	三、八五〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
米子市	四三五、〇〇〇	九五五、〇〇〇	一、五六五、〇〇〇	二、一三七、〇〇〇	二、七九五、〇〇〇	三、八五〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
倉吉町	(四、一六)	(三一、八三)	(五二、一六)	(六四、六六)	(七九、〇〇)	(九三、二六)	(一一、八三)
その他の町村	(一三、一六)	(二九、一六)	(四七、一六)	(五八、六六)	(七一、五〇)	(八四、六六)	(一一、〇〇)

備考 括弧内は月額(130)を示す。 月額は三十日を以て算定したものであるから実支給日数に増減のある月においては必要に應じその日額

を減額又は加算して認定し得る。イ、但し満一年未満の幼者であつて人工栄養によるものについてはその者の受ける配給品の実費を加算し得る。

ロ、学校給食を受ける学童については当該学校におきて給食のため徴収する実費を加算し得る。

ハ、児童の教育費として別表による額を加算し得る。

ヘ、学童の教育費として別表による額を加算し得る。

ニ、居宅扶助の場合の居宅扶助の一人の額による。

なお居宅扶助の場合の但し書は收容扶助の場合にも適用する。

(三) 扶助を受ける者に特別の理由があつて前(一)(二)の基準額を超える場合は市町村長は厚生大臣の認可を得て個々の世帯(保護を受ける者)に必要な最低生活費を認定することができる。

第二、生活扶助のため支出し得る費用は左による。

(一) 居宅扶助の月額

鳥取市	四三五、〇〇〇	九五五、〇〇〇	一、五六五、〇〇〇	二、一三七、〇〇〇	二、七九五、〇〇〇	三、八五〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
米子市	四三五、〇〇〇	九五五、〇〇〇	一、五六五、〇〇〇	二、一三七、〇〇〇	二、七九五、〇〇〇	三、八五〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
倉吉町	(四、一六)	(三一、八三)	(五二、一六)	(六四、六六)	(七九、〇〇)	(九三、二六)	(一一、八三)
その他の町村	(一三、一六)	(二九、一六)	(四七、一六)	(五八、六六)	(七一、五〇)	(八四、六六)	(一一、〇〇)

備考

括弧内は月額(130)を示す。

月額は三十日を以て計算したものであるから実支給日数に増減のある月においては必要に應じその日額を減額又は加算して支出し得る。

但し

イ、満一年未満の幼者であつて主として人工栄養によるものについてはその者の受ける配給品の実費を増額支出し得る。

ロ、学校給食を受ける学童については当該学校におきて給食のため徴収する実費を増額支出し得る。

ハ、児童の教育費として別表による額を増額支出し

得る。

(二) 收養扶助の場合は居宅扶助の一人の額による。
なお居宅扶助の場合の但し書は收養扶助の場合にも適用する。

(三) 扶助を受ける者に特別の理由があつて前(一)(二)の額を超えて支出しなければならぬときは市町村長は左の額の範囲内について知事の認可を受け必要な額を支給することができる。

鳥取市	五三〇、〇〇〇	一九五、〇〇〇	二、九五五、〇〇〇	二、四二五、〇〇〇	二、九六五、〇〇〇	三、四九〇、〇〇〇	四八五、〇〇〇
米子市	(一七、六六)	(三九、八三)	(六五、一六)	(八〇、八三)	(九八、八三)	(一一六、三三)	(一六、一六)
倉吉町	四九〇、〇〇〇	一、〇九五、〇〇〇	一、七七〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	一、六八〇、〇〇〇	三、一八〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇
境町	(一六、三三)	(三六、五〇)	(五九、〇〇)	(七三、三三)	(八九、三三)	(一〇六、〇〇)	(一五、〇〇)
その他の町村							

備考

括弧内は日額(180)を示す。

月額額は三十日を以て計算したものであるから実支給日数に増減のある日においては必要に應じその日額を減額又は加算して支出し得る。

第三、医療のため支出する費用は左による。

昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号「健康保険及び船員保険の療養に用する費用並びに國民健康保険組合の事業を行う法人に請求すべき費用の額の算定方法」を準用する。

但し算定方法に規定のないものについてはその実費とする。

第三、助産のため支出する費用は左による。

(一) 出産に際して妊産婦が配給を受ける材料費(ガーゼ、脱脂綿、ネル、晒等)は公定價格等による実費を支給する。

(二) 前号の材料費以外の助産のため支出する費用は出産兒一人につき鳥取市、米子市、倉吉町、境町にあつては五五〇円、その他の町村にあつては五〇〇円とする。

第四、被保護者の看護又は移送のため要した費用はその

実費とする。

第五、生業扶助のため支出する費用は左による。

(一) 生業に必要な資金、器具、資料の給与又は貸与の場合は一人名につき千円以内とする。但し特に必要ある場合市町村長は個々の世帯につき知事の認可を受け二千円まで支出することができる。

(二) 生業に必要な技能修得の場合にあつては一人一日につき三円とする。

第六、葬祭扶助のため支出する費用。生活保護法第十七條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭のため支出する費用は一件につき鳥取市、米子市、倉吉

小学校	二年	三年	四年	五年	六年	中学校	一年	二年	三年
三〇四〇〇	二八四〇〇	二八四〇〇	六二四〇〇	四六四〇〇	四〇四〇〇	二二八四〇〇	七二四〇〇	七三三〇〇	七三三〇〇

鳥取縣告示第四百二十八號

次の者は兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定により保母たる資格を有する者であることを証明した。

昭和二十三年九月七日

町、境町にあつては大人一、三〇〇円小人九〇〇円とし、その他の町村にあつては大人一、〇〇〇円小人七〇〇円とする。

第七、保護を受ける者に特別の事由があつて第二の(三)第三、第五、第六の基準を超えて支出しなければならぬときは、市町村長は個々の世帯(保護を受ける者)につき厚生大臣の認可を受けその基準を超えて保護に必要な額を支給することができる。

別表
学童の教育費として加算し認定若しくは増額支給し得る額(月額)

鳥取市	鳥取縣知事	西	尾	愛	治
高山喜美子	林崎満壽子	廣瀬	静枝		
小坂 延子	大橋 榮子	新	篤子		

小山 保子 小林 茂野 川口 歌子
 梶浦 昭子 藤野 とり 美藤富美子
 平井千壽子 五百藏美恵子 岡田 文子
 米子市 奥村あさの 五代儀典子
 氣高郡 池上 英子 吉岡 輝子 藤田 勝子
 東伯郡 福田 富代 福田 雅子 種子 昭代
 安森 悦子
 西伯郡 藪内恵美子

公 告

資格審査結果公告第三十四號

(自昭和二十三年八月十六日 至同年八月三十一日)

昭和二十三年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は昭和二十二年勅令第一號及同第三號同年閣令内務省令第一號及び昭和二十三年政令第六十二號の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。
 二、この表は最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くも一ヶ月間繼續し、次の新公報を受け取つたときはこれと取換え、取換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう、市町村役場に備つて保存するものである。
 三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閱覽に供する。
 何人でも要求すれば、前項の調査表を自由に閱覽することができる。
 四、資格審査の結果は次の通りである。
 資格審査人員數 六一四名
 非該当決定者 六一四名
 審査を受けた公職及びその氏名

○市町村普通公職者

米子市 木村 正義 細井 廣 長谷川芳一
 湯淺 果
 浜村町 浜辺 君子
 寶木村 小谷 良江
 吉岡村 近藤 弘之
 多里村 田辺 清 佐々木政視 守家 越子
 日野村 佐藤 貴恵
 米子市 ○農地委員会委員立候補者
 米子市 浦木 朋 角西 義雄 海崎 紀男
 細田 英夫 中田 慶三 井上 政勇
 吉村 虎藏 松尾佐一郎 足立 恒市
 竹中 直市 足立 定夫 山本 俊一
 中田 忠重 宮西 重文 渡部利三郎
 澤西 博 山浦安太郎 山田 邦三
 安田林次郎 谷島 範次 安田 百隆
 船本 正夫 森高 春彦 玉井 豊秋

○國家警察職員

國家警察本部

米田純一郎 野口 忠義 米田 新市
 森村 岩雄 深田 作重 鷺見峯太郎
 鷺見 孝敏 天野 政夫 細澤 経善
 荒島 茂宜 福景 由廣 大谷 正治
 田平 勝晴 中島 勘治 伊藤 元一
 戸田 義人 権田 権七 會田 房市
 政岡 忠登 八尾高三郎 影谷 勘一
 伊藤 雅久 國尾 繁藏 渡辺 彦藏
 福本藤治郎 上田 義正 井田忠次郎
 谷森 清一 宮森 末次 福間 丈夫
 野津 儀市 磯村文太郎 河津 駿水
 深田 正明
 岡本 正直 坂田 一郎 平尾 富夫
 中村 秀雄 渡辺 光義 小松 哲男
 小澤 效 辻本 虎由 前川 隆実
 室木 繁雄 金光 秀雄 霜村 光雄

山根 一郎 本庄 賢藏 村上 信次
 森田 博 矢城 金治 福田 篤藏
 有田 光文 井戸垣幸男 山田 定藏
 平井 順一 山根 義孝 山口 房男
 声高 純一 奥田 忠男 高田 一郎
 福田 孝則 林義 人 上嶋 潔
 中山 忠雄 川上 義徳 西村 貞夫
 北村 義衛 篠原 重雄 田中 辰夫
 浜田善太郎 森山 佐一 横山 壽
 松川 光喜 木村 信之 秋田 昌村
 坂本 拓治 小林 三郎 村上 美義
 瀧本 龍三 安木 武壽 牧田成太郎
 山本 國夫 林 和夫 木下 良雄
 西尾 晋次 北尾喜美治 高木 正
 進木 進 田中松太郎 西篠 良雄
 坂本喜久雄 山内 関雄 細田 五郎
 元録 英男

船越 照郷 谷澤幸之助 山崎 廣義
 戸板 増視 狩野 房雄 前川 傳一
 獅子 壽博 山本 芳雄 森本郁次郎
 宮前 幸義 田中 安春 小西忠五郎
 村田亀太郎 岸本 祐治 生田 友好
 岩本 新一 山根 秀男 中尾 正直
 井本 末雄 岩田喜久治 神野 末吉
 山田 恒雄 突出 芳藏 野村 康藏
 田中富実重 兼田 茂雄 林 兼太郎
 中部地区警察署
 細田 辰治 大羽 秋夫 古都 眞造
 鳥飼 貢 瀬田 敏徳 石田 三郎
 絹見 芳夫 田中美喜夫 鎌谷 敬治
 染川 知文 野口 順 宮脇 定雄
 最上 秀雄 仲野 実 山崎 正義
 松本 俊夫 岡崎 友光 荒尾 正
 最上 肇 山下 朝義 牧野 安幸
 土海 芳雄 飴谷 壽 日下部貴義

西部地区警察署
 蔵増 茂 武田 照一 鷺見 棟
 庄司 村雄 田辺 武重 杉岡 仁
 細田 理 小林 義朝 寺垣 勝壽
 山口 正男 山根 勝藏 黒坂 啓明
 吉田 幹雄 藤澤 忠 西谷 正夫
 富村 二郎 景山 茂雄 戸田 義人
 池原 善盛 落合 肇 太田 保雄
 伊藤 勝聰 玉好富士男 安達 忠良
 上山 鈴男 松原 隆次 釜山 恒一
 井上 房雄 廣富 進 柴田 政藏
 前坂 久男 瀧口 嘉美 中島 美実
 田川 良信 加藤 義長 森脇 政安
 藤谷 正一 北尾 守 松本 鶴藏

谷川 隆一 田賀 定藏 山本 專一
 中原 敏雄 原 英吉 海地 享
 杉本 國雄 羅久井太一 中村 武男
 藤原 善夫

水榮 好松 山根社火二 永田 勳
 川田 孝明 清水谷 登 荒松 直三
 加川 雄一 福井 功二 丸山 隆司
 森本 薫 神原 末藏 市ヶ坪竹夫
 米原 博通 松本 金治 山瀬 運三

岩井地区警察署
 田村 義雄 伊澤 有吾 西山 潔
 吉井健次郎 清水 信男 齊尾 有一
 竹本 勝一 石破善太郎 音田安太郎
 近藤 頼貞 尾崎 幸雄 田中 輝義
 齊木 初治 田淵道太郎 井岡 義信
 名和 恒年 池原 潔 中島 英男

八頭地区警察署

高木 三郎 植森 勝 竹内 礎平
 岸本 光彦 川口徳次郎 山田 重雄
 谷口 榮 釜山 重信 川上 友春
 前田 清治 大坪 喜藏 中野 梅藏

田中惠美朗	宮崎 晴之	松田 利治	安藤 音松	那須 芳藏	宮川 明保
松本 源壽	倉橋 義弘	岡部 吉藏	渡辺 昭二	岸 善吉	黒田 節雄
上田 太郎	山根 清治	南部 芳夫	安部 昭二	岡村多仁正	河本 豊
浦木 正春	岡本 秀雄	平木 清臣	坂本 幸夫	大羽 信夫	村岡 行雄
山崎時次郎	谷口 茂行	田子川豊実	竺原 貞博	西脇 弘	
横山 勇男	岸田 寛	近藤 尙雄	境町自治体警察		
北村 健治	岡田 馨	宮崎 榮治	北尾 昇治	奈良木作二	池田 賢
山本 頼夫	井上 巖	霜村 精光	舩良 茂	藤田 泰茂	船田 公博
鈴木春太郎	小谷 誠雄	尾方 重利	山根 秀徳	健代 直義	浜田 重利
延田 龍逸	山根 正夫	田中 一清	桑本 求	浜田不二雄	渡辺 廉
寶木地区警察署			山崎 清	村上 清市	山根 勇
大谷 堯春	杉本 政常	山本 薫	菅原 東虎	安田 茂	松尾 勳
平尾 惣市	藤井 増藏	小林 爲雄	杉谷 正美		
澤 忠義	山本 榮治	近藤 晋吉	溝口地区警察署		
竺原 宗博	桑崎 徳光	白方 忠男	上山 英雄	川崎 英雄	大田 正
栗原 秀治	藤田 豊	衣笠 敦恵	遠藤 正元	柴田 益夫	加藤 喜雄
八橋地区警察署			廣田 鉄藏	長尾 秀雄	門脇 春長
豊島 一好	松下 恩治	福井 幸夫	辰巳 彌夫	岡 行輝	山根 正孝

加藤 憲隆	米田 耕作	入江 操	田淵 重美	吉田 妙雄	岩垣辨之丞
黒坂地区警察署			浜吉 茂治	大河原秀治	坂出 貞治
谷口 豊治	榎田 一二	亀山 一	片山壽恵雄	清水 茂	岡田亀久男
住友 行夫	棚木 瀧雄	吉野 隼人	鐘築 忠治	山田 重郎	辻 重信
新田 正明	尾崎 重雄	福島 律	田中 賢治	岡垣 忠芳	三ツ國龍一
宮原 茂知	安達 寛敬	井次 一郎	岸本 光照	森岡 宗治	川光 節男
足羽 一正	影井 茂		飯田 忠夫		
山崎 成吉	佐伯 信治				
鳥取市自治体警察			米子市自治体警察		
竹森 岩雄	小谷 昇	安道 巖	進水 正文	入江 富三	田中 英俊
中村 雅司	竹本 静雄	岡田 康男	橋本 照男	堀尾 仙藏	岩間幸治郎
桶谷 実	平井 幸雄	徳田 敏行	永富 史郎	長尾 徳壽	青木 春藏
山田 壽雄	荻野 重雅	平野 秀吉	梶谷 米一	久綱 繁延	池田 重壽
平木 榮治	畑治川 勇	橋本 頼親	川上千賀夫	河合 義一	佐々木昭之輔
萩折 実六	太田 和則	奥田 時雄	長谷川 敬	中村 重教	頼田 宗夫
太田 友春	柴田萬壽雄	清水 聡	本池 敏男	横本 仁藏	橋本 源市
宮崎 利徳	徳山 明	瀧山 巖	荊田繁次郎	由永 幸一	福田 専蔵
前田 辰治	福井 久男	藤原大太郎	池田 正雄	田中 隆郎	角田 正朝

松尾 寬	角 國光	長尾 利男
平井 菊治	脇坂 保	山崎 時男
三島万太郎	手島 忠治	花田 勝利
栗村 繁治	本林 節	中谷 清
和田 靜男	影山 守	阿部 博
田口 寅雄	生田 晴美	山根 登
田村 敬一	木村 廣	渡部 操
西尾 貞治	小谷 実	藤田 直
青木 忠道	乗船 信夫	種子 稔
山口喜八郎	杉村 宗一	船木 政久
足立 房一	杉原 忠史	村岡 芳藏
富山多喜男	森谷 好夫	山根 時男
田宮 忠義	黒坂 傳吉	高田 忠一
上野 信好	近藤 勝義	加須井甚太
平井雄太郎	米澤 壽男	森榮 三良
佐藤 幸美	西本 茂勝	細谷 寛
小谷 彰	西村 武彦	山本 義治
田中 彰	生田 英哲	阿部 正憲

小坂 岐夫	高田 伸吾	大谷実都雄
遠藤登美子		
倉吉地区警察署		
藤井 宗義	高塚 作男	赤島 理一
上村藤三郎	角原 迪男	西永 源藏
田中 平幸	安部昌次郎	磯江 巖
山崎 善雄	三好 道男	田中 豊美
千熊 潔	赤川 眞藏	小谷 正勝
田中美貴雄	寺崎 光男	倉本 重雄
三谷 重雄	岡島 仁	大前 武雄
河本 清	戸田 收	三宅 喜男
土居兵太郎	安井 稔	
鳥取市自治体警察署		
平井 保	山崎 安一	小坂 邦憲
山本 友治	田中 定光	栗田 末吉
尾崎 勳	宮本 澄男	山本 九八
瀧尾信太郎	岡本 英一	西村 勝美
吉川 牛藏	武田 克己	川上 勉

松崎 壽二	山根 正雄	梶川 義光
芝田 好美	篠内 昭永	松補喜十郎
山口 重幸	中山 光義	太田鹿十郎
田中 浩	國頭 猛	竹内 壽治
山本 伸造	日下部清春	坂口 俊秋
渡部 清	山本 肇	猪口 博文
一二 康夫	大谷 壽光	山田 泰
田中 義治	戸田 高雄	森谷 幸男
山根 清	小森 武治	森 武士
米子市自治体警察署		
石賀 隆久	長門 迪	安田 弘
中村 正直		
若櫻町警察署		
山下 嘉雄	石田進之助	平家 道男
大垣 芳藏	澤田 丈吉	富山 迪
大磨 重雄	山平 久雄	岸本勘太郎
山口 宗由		
黒坂地区警察署	高木 健	

中部地区同 谷口 茂壽
同 福井 俊男
倉吉地区同 福本 佐藏

○農地委員会立候補者
米子市 深田 正明

○縣任命予定者
三ツ國壽雄

○市町村普通公職者
三朝村 岸田 猛
以西村 川上 則行
日野村 加藤 義行

○農地委員会書記
國森かづゑ

○縣農地委員
永田 信男